

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第八号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項に次の一号を加える。

二十二 危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第六項に規定する危険鳥獣をいう。）の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものとして委員会規則で定めるもの

第二十二條第二項に次の一号を加える。

二十二 前項第二十二号の作業 作業に従事した日一日につき千六百四十円を超えない範囲内において、当該作業の区分に応じて委員会規則で定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和七年十一月十三日から適用する。